

株式会社十勝正直村による加工食品の不適正表示に対する措置について

札幌市は平成 28 年 11 月 17 日付けで、株式会社十勝正直村に対して、食品表示法第 6 条第 1 項の規定に基づく表示の是正の指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 名 称 株式会社十勝正直村（以下「十勝正直村」という。）
- (2) 代 表 者 佐々木 敦
- (3) 所 在 地 札幌市東区北 22 条東 1 丁目 3 番 22 号
- (4) 事業内容 加工食品販売

2 経過

十勝正直村が販売する大豆加工品に不適正表示の疑義が生じたことから、札幌市は平成 28 年 8 月 26 日から平成 28 年 10 月 20 日までの間調査を実施しました。その結果、札幌市は十勝正直村が大豆加工品について、別紙「不適正表示の内容」のとおり不適正な表示をして消費者に販売していたことを確認しました。

3 措置

十勝正直村が行った上記の行為は、食品表示法第 4 条第 1 項の規定により定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府第 10 号）第 3 条第 2 項の表の「別表第 15 に掲げる加工食品」の項の下欄に定める 6 の規定及び第 9 条第 1 項第 13 号に違反するものです。

このため、札幌市は食品表示法第 6 条第 1 項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。

4 指示の内容

- (1) 販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2) の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

(5) (1) から (4) までに基づき講じた措置について、札幌市あて提出すること。

【添付資料】

別紙「不適正表示の内容」

参考資料 関係条文（抜粋）

問い合わせ先

市民文化局市民生活部消費生活課

電話：011-728-2111

不適正表示の内容

商品名	違反内容	違反条項	販売期間	販売数量
【豆腐】 ・「十勝中札内もめん」 ・「十勝中札内きぬ」	原材料大豆の原産地が北海道産であるにもかかわらず、北海道中札内産大豆と表示。	食品表示基準第3条第2項の表の「別表第15項の下欄に定める6の規定	少なくとも平成28年6月1日から平成28年8月22日	41,345 丁
	原材料大豆の原産地が北海道産であるにもかかわらず、「十勝・中札内産大豆100%使用」と表示。	食品表示基準第9条第1項第13号		
【あぶら揚げ】 ・「十勝中札内きざみ揚げ」	原材料大豆の原産地が北海道産であるにもかかわらず、北海道中札内産大豆と表示。	食品表示基準第3条第2項の表の「別表第15項の下欄に定める6の規定	少なくとも平成27年5月1日から平成28年8月22日	16,698 袋
	原材料大豆の原産地が北海道産であるにもかかわらず、「中札内産大豆100%使用」と表示。	食品表示基準第9条第1項第13号		
【あぶら揚げ】 ・「十勝中札内こあげ5枚入」	原材料大豆の原産地が北海道産であるにもかかわらず、「十勝・中札内産大豆でつくった」と表示。	食品表示基準第9条第1項第13号	少なくとも平成27年5月1日から平成28年8月22日	100,477 袋

○食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）（抜粋）

（食品表示基準 の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 省略

（食品表示基準 の遵守）

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準 に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第六条 食品表示基準 に定められた第四条第一項第一号 に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準 に定められた同条第一項第二号 に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 省略

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（権限の委任等）

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次条において「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

○食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）（抜粋）

（横断的義務表示）

第三条

1 省略

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<p>別表第十五に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）</p>	<p>原料原産地名</p>	<p>1 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十%以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</p> <p>イ 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>ロ 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼育期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>ハ 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名</p> <p>（二～五省略）</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 別表第十五の1から22までに掲げるものにあつては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、<u>それ以外の加工食品にあつては原材料の原産地を、1の規定の例により表示することができる。</u></p>
---	---------------	---

※ 原文を縦書きから横書きに変更したため、「上欄」を「左欄」、「下欄」を「右欄」と読み替える。

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～十二 （省略）

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示